

## 提出書類

共通提出書類：減免調書・家計急変試算表・保護者の資産の状況

## その他提出書類

### 【事由を確認するもの】

#### 1 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

- ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、離婚届出など、その他事由を確認できる書類の写し

### 【収入を確認するもの】

#### 2 家計急変後の収入を証明する書類

##### (1) 家計急変後の収入が住民税に反映されている場合 (家計急変事由がR3.12月以前)

- ・ 令和4年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

##### (2) 家計急変後の収入が住民税に反映されていない場合 (家計急変事由がR4.1月以降)

令和4年の所得等がわかる書類

- ・ 給与所得者の場合、令和4年に支給された給与の給与明細（1月から直近までのものが望ましい）
- ・ 個人事業主の場合、令和4年の収入・経費・所得が分かる書類（1月から直近までのものが望ましい）
- ・ 令和5年1月下旬頃、令和4年の実際の収入が分かる書類の提出が必要です。

#### EX) 給与所得者の場合：源泉徴収票

- ・ 個人事業主の場合：原則、税理士等の第三者による令和4年の所得証明書（1月～12月の各月の収入・経費・所得が記載されているもの）
- ・ 令和4年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

### 【資産を確認するもの】

#### 3 保護者等の資産状況について及び確認できる証拠書類

- ・ 保護者の資産の状況について

※ 対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としない。  
また、住宅ローン等の負債と相殺することはできない。

- ・ 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・ 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・ 満期や解約により現金化した保険